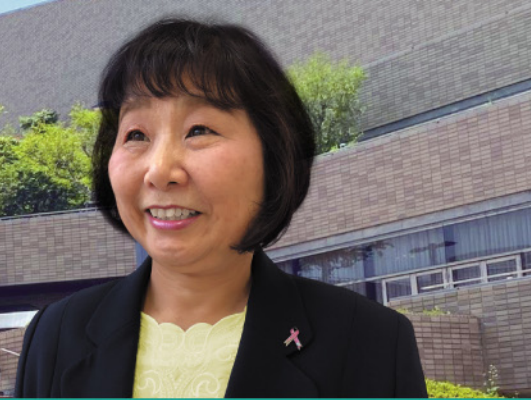


市民と歩む議員の会

議会報告 いけぶち佐知子



発行：「市民と歩む議員の会」 〒564-0041 吹田市泉町1-3-40 (市議会内) TEL：06-6384-1390(会派控室) 2021.07 No.66 【通巻137】

■ 副議長に就任しました

5月定例会で、副議長に選ばれ、6月4日に就任いたしました。6期目の議員として22年間活動してきて、初めてのことです。

これまで女性の議長はずいぶん前におひとりいらっしゃって、その後、女性の副議長は何人もいらっしゃいますが、すべて政党に所属されている方ばかりで、無党派の女性議員としては、初めてだと思います。

これまでの議員経験を活かし、また、以前、同じ会派だった西川さんが副議長になったときに、議会運営委員会の副委員長として務めた経験を活かし、議会運営をスムーズに行うことはもちろんのこと、「二元代表制の一翼を担う」議会の副議長として、**しっかり務めを果たしていきます。**



■ 住宅建設は認めないことを求める決議 可決

今定例会では、「**北部大阪都市計画特別用途地区(万博記念公園地区)内での住宅建設は認めないことを求める決議(案)**」が提案され、私たち会派は、趣旨に賛成し、会派を代表して五十川議員が賛成討論をしました。

決議に対する賛成討論から抜粋

- 平成19年度(2007年度)から用途地域等都市計画見直しに取り組み、多くの市民意見をいただきました。
- 平成23年1月本市都市計画審議会及び同年2月に大阪府都市計画審議会の承認を経て、平成23年(2011年)、**高度な学術・文化、スポーツ・レクリエーションの拠点**として、その機能の充実を図るための施設の立地誘導及び規制をするため、**特別用途地区**として千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区を定めています。
- 平成23年(2011年)3月定例会において「**千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区内における建築物の制限等に関する条例**」を全会一致で可決、施行しています。
- この地区を特別用途地区として定め、建築物の制限等に関する条例を制定した経緯に鑑み、良好な状態で次世代に引き継がれるべき市民、国民のかけがえのない財産、すなわち**レガシーである同地区内への住宅建設は認めない**ことを強く求めます。

- なお、千里万博公園スポーツ・レクリエーション地区における当該活性化事業については、反対するものではありませんが、**無条件に賛成するものでもありません。**
- その(住宅以外の)内容に喜ばれる市民がいる一方、今のままそっとしておいてほしい。という市民の声も聞いています。
- 万博記念公園駅前周辺地区活性化事業そのものは大阪府の事業ですが、**当該地区の市域は吹田市であり、周辺住んでいる方は、吹田市民です。**
- 地域住民の理解が得られるとともに、交通や環境など、懸念される諸課題が払拭され、多くの市民から支持され、応援されるような事業計画が提案されることを期待しています。
- 府に対して事業推進に際してはより慎重に、特に地域住民の声をよく聴いていただけるよう、市から働きかけることも併せてお願いしたいということも加え、賛成意見といたします。

*大阪府が5月19日に報道発表した内容について、詳しくはP2,P3をご覧ください。

議会報告をお入用の方は、お名前、送付先などお知らせください。(P4をご覧ください)



市議会HP

市民と歩む議員の会 ■ 本会議での質問・質疑

吹田市議会で定期的に、総合的な問題を探りあげ政策・議論を行います。

あなたも、市議会を傍聴してみませんか？
次回定例会は、9月2日～9月30日開催

万博記念公園地区への住宅建設は認められない

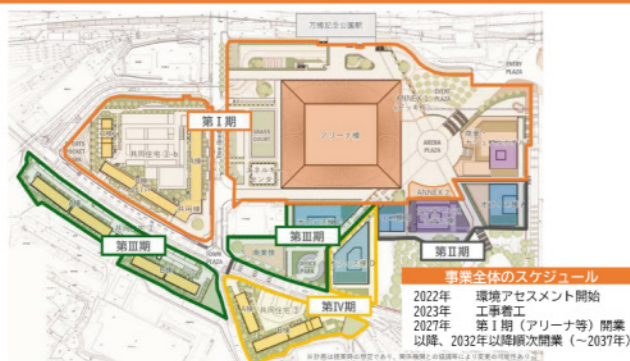
5月19日、大阪府は万博記念公園駅前周辺地区活性化事業者選定委員会において、最優秀提案者を事業予定者（契約交渉の相手方）として決定し、との報道がありました。

万博記念公園駅前周辺地区活性化事業予定者の提案内容について①

イメージパース（全体） アリーナを中心に、アリーナと相乗効果を発揮する、商業・カジュアルホテル、ホテル棟、オフィス棟、共同住宅を整備



万博記念公園駅前周辺地区活性化事業予定者の提案内容について③



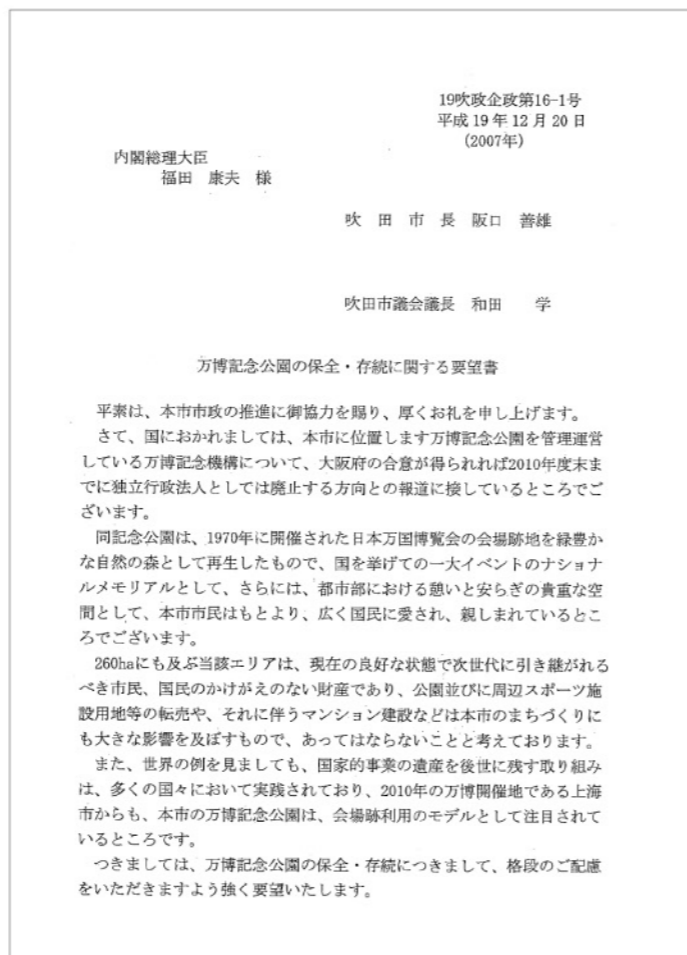
*上記2枚の図は大阪府HPから引用しています

この事業者の事業概要は大阪府HPで公開されていますが、一般的な住宅を建てることのできない地区に共同住宅を建設する計画としているなど、**寝耳に水**の事業提案でした。事業予定者に対する選定委員会の講評で「住宅やオフィスに関する提案については具体化ができるよう、大阪府や吹田市等関係機関の意見等について十分配慮されたい」となっています。

しかし、現在の用途地域上、**万博公園外周道路内側の地区は住宅を建てることはできません。**

平成19年（2007年）12月、当時の市長と議長から、万博記念公園エリアに対して、「現在の良好な状態で次世代に引き継がれるべき市民・国民のかけがえない財産、公園並びに周辺スポーツ施設用地等の転売や、それに伴うマンション建設は、本市のまちづくりに大きな影響を及ぼすものであってはならない」という**要望書**を、**国・府に対して提出**をしています。

当時の要望書は現在も引き継がれているものです。



2007年国への要望書（同様の内容で府へも提出）

吹田市としてどのように対応するのか、代表質問で質しました。

質問

大規模アリーナ建設事業の一部の内容は、これらと逆行するものであり、吹田市はまちづくりの観点から、大阪府に共同住宅の建設について許可できない旨、早急に提言する必要があると考えます。市長の見解を伺います。

都市計画部長

平成16年（2004年）に策定した都市計画マスタープランに基づき、平成23年（2011年）広域的な学術・文化、スポーツ・レクリエーション拠点としての環境を確保しつつ、機能の充実を図るため、当地区を特別用途地区に指定し、併せて建築物の用途の制限及び緩和について条例で定めています。

この**特別用途地区と条例**は、万博記念公園の保全・存続に関する要望書を市議会と共に、府や国へ提出した経過を経て、万博記念公園南側ゾーン活性化プランを推進する**大阪府と協議・調整を行い、国の承認を得て策定**されたものです。

当地区は条例により一般的な共同住宅の建築を制限していますが、公表された提案の概要には、共同住宅が示されており、まずは大阪府や事業予定者から提案の内容について説明を受けることになると考えます。

市長

担当部長からの答弁のとおり、特別用途地区の内容は、大阪府と協議の上、決定したもので、当然ながらその認識をもって当該事業を進めようとしています。

至急、大阪府に提言をということですが、今は正式な事業計画を受けていない段階であり、今後、事業内容の調整を図る中で、さらに魅力的な計画に熟度を増していただけると理解しています。

質問

建築物の制限及び緩和について定めた条例の第4条ただし書きには、「公益上必要な建築物かつ用途上やむを得ないと認める」及び「地区の機能増進のため必要と認める」場合、建築審査会の意見聴取をすることになっていません。どのような場合でしょうか。

都市計画部長

① 公益上必要な建築物

具体的な用途についての想定はしていません。建築基準法の中で提示されるものの一例は、派出所、官公庁、老人福祉センター、児童厚生施設、インフラ設備に関する施設、公共交通に関する施設等があります。それ以外の施設については、内容を聞き、公益上の必要性を判断します。

② 機能増進のために必要と認めるもの

具体的な建物用途についての想定はしていません。スポーツ・レクリエーション地区という特別用途地区の目的に沿った当該地区の機能増進に資する建築物であるかを判断します

コメント

まだ事業者の提案概要の段階であり、大阪府から計画が出てきていないので、何とも言いえない、というのが執行部の答弁です。しかし、今後の手続き中、**議会の議決が必要な段階はなく、環境アセスや条例があっても、市長が許可してしまえば、住宅が建設**されます。

今、できることは？と考えて、決議案に至りました。



事業者提案概要



建築物の制限等に関する条例



特別用途地区の地図

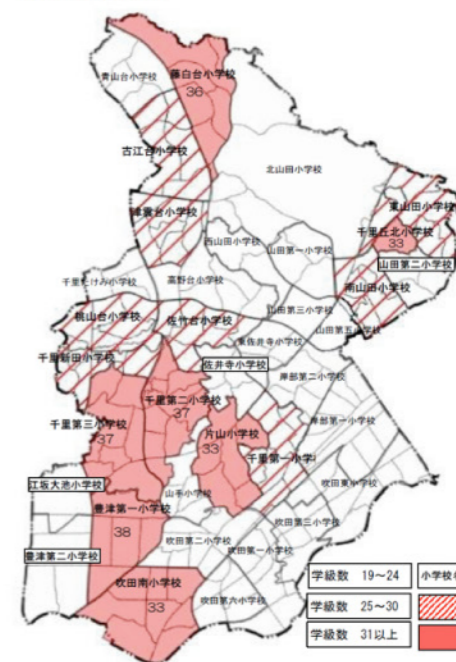
学校規模適正化の検討（最終日議論しています）

公立小学校の学級編制の標準を35人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（義務標準法）」が令和3年4月1日施行されました。（吹田市HPから）
法令施行により、吹田市の学校は以下の図のようになると推定されています。

* 関連予算への議論はP4に掲載しています。

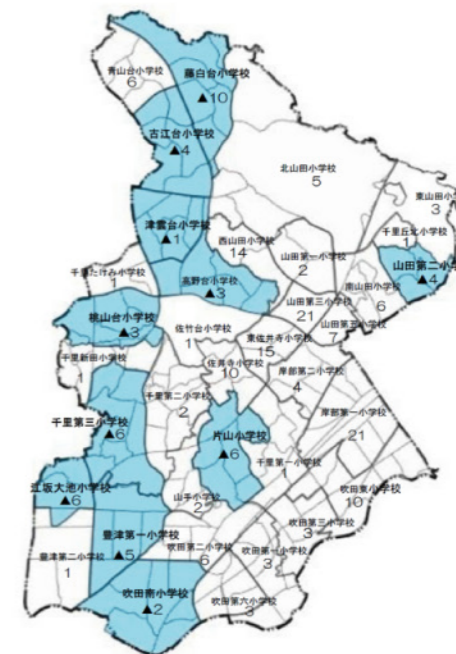
令和8年度 小学校別 学校規模(35人学級導入後)

35人学級編制の実施により、令和8年度には学級数が31以上となる過大規模校（赤及び数字表示）が7校、25以上の大規模校（赤斜線）が8校、19以上の学校が（白斜線）が4校となる見込みです。



令和8年度までの教室過不足数(35人学級導入後)

35人学級編制の実施により、令和8年度までに教室不足が生じる見込みの小学校（▲表示）がある一方、仮想的に余裕がある見込みの小学校（数字表示）もあり、全体的には確保数調整が必要数を大幅に上回る状況です。



令和3年度一般会計補正予算（第6号）への意見

特に下記項目について取り上げ、会派を代表して馬場議員が、賛成討論しました。

- **女性のための電話相談**の拡充等（約102万円）
国からの地域女性活躍推進交付金（3/4補助）を使った、今回の提案には、電話相談に関する分析についての予算も含まれています。相談者のニーズにあった相談時間の設定など、分析結果を生かしつつ、今回の拡充内容を来年度以降も継続するなど、コロナ禍に関わらず**女性の相談窓口をさらに充実**させるよう求めます。
- 小・中学校管理事業の拡充および教育課題調査・研究推進事業の拡充（約4,385万円）
GIGAスクール構想により配備された学習用端末の利活用の推進について、教育委員会としても各校の取り組み状況を適宜確認し、**必要に応じてサポートを強化**するよう求めます。通信容量の問題で接続が不安定となり、双方向通信がスムーズに進行できなかったと聞いています。**通信環境の整備・向上**についても、引き続き取り組むようあわせて要望します。
- 35人学級編成および学校規模の検討（約1,137万円）
本市の学校規模適正化のスケジュールでは地域との話し合いの期間があまりに短く、地域住民や保護者の思いがないがしろにされるのではないかと危惧します。
以前、校区変更を行ったときの記録、担当職員の経験を参考にしながら、**早めの働きかけ、そして、丁寧な説明**に努めていただくよう要望いたします。
校区変更を検討する際、まずは同じ中学ブロック内での変更、それにより解決できない場合は隣接する中学ブロックの小学校も含めた検討するとの案が示されています。なるべく**ハレーションが起きないように工夫**をこらすよう合わせて要望いたします。
少人数学級の実現および**ダブルカウントの実施**については、市民、保護者から早期実現を求める強い声があります。生徒・児童の1年1年の重みについては、市長が本会議で述べておられたとおりです。部分的であれ、1年でも早く実施できるよう**最大限の尽力**を求めます。

新しい体制で頑張ります

5月定例会の議案審議の前に議会の役員選考がありました。役選代表者会（3人以上の議員がいる会派から一人ずつ委員を出して、役員選考の協議をします）が3日間開かれ、市民と歩む議員の会からは五十川議員が委員になりました。おおよその流れは以下の通りです。

- ① 各会派から、議会の役（議長、副議長、監査委員、事務組合議会議員、常任委員会の委員や正副委員長）の希望を出します。
- ② 役には定数があるため、定数に収まるよう、役選代表者会や会議外で会派間の協議などを進めていきます。
- ③ どうしても定数に収まらない場合は、選挙をすることもありますが、今回は、選挙をすることなく、決まりました。
- ④ 役選代表者会で協議の結果、決まったことについて、本会議で、議決し、役が決定します。

市民と歩む議員の会の議会内の役は以下の通りです。

（名前は議席順）

馬場慶次郎

議会運営委員会副委員長
文教市民常任委員会委員
予算常任委員会委員(文教市民分科会)
決算常任委員会委員(文教市民分科会)

五十川有香

議会運営委員会小協議会委員
議会広報委員会委員
健康福祉常任委員会副委員長
予算常任委員会委員(健康福祉分科会)
決算常任委員会委員(健康福祉分科会)

池淵佐知子

副議長(第77代)
財政総務常任委員会委員

*副議長は予算及び決算常任委員会委員になりません。

議会報告を送付ご希望の方は
FAX(06-4861-7418)にて
お名前、送付先をお知らせください。



しっかり市民派
ずっと無党派

「市民が主役」の
住み続けたいなる
まちを創りましょう！



「市民と歩む議員の会」
いけぶち佐知子
いそがわゆか
馬場慶次郎

TEL:06-6384-1390 facebook.com/shimin10ayumu/
TEL:06-4861-7418 Mail:info@ikebuchi-sachiko.net
TEL:06-4864-2874 Mail:510yuka.suita@gmail.com
TEL:06-6389-8555 Mail:info@baba-keijiro.com

